

平成31年度第1回五所川原市総合教育会議 会議録

〈開催日時〉 令和元年7月25日(木) 14:00

〈開催場所〉 五所川原市役所 2階 会議室2B・2C

〈議事日程〉

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 教育長あいさつ
- 4 協議
 - (1) 五所川原市総合計画について
 - (2) 五所川原市教育施策の大綱について
 - (3) 放課後児童クラブについて
 - (4) 小中学校のトイレについて
- 5 閉会

〈出席者〉

市長	佐々木 孝 昌
教育長	長 尾 孝 紀
教育委員	丁 子 谷 悟
教育委員	木 村 吉 幸
教育委員	三 瀨 洋 生
教育委員	奈 良 陽 子

〈説明のために出席した者の氏名〉

・教育委員会(事務局)

教育部長	小 林 耕 正
教育委員会事務局教育総務課長	川 浪 生 郎

・市長部局

総務部長	飯 塚 祐 喜
財政部長	櫛 引 和 雄
福祉部子育て支援課長	福 山 佳 秀

〈会議録作成者氏名〉

教育委員会事務局教育総務課課長補佐	古 川 憲
-------------------	-------

◎開会（14：00）

○小林耕正 教育部長

ただ今より、平成31年度第1回五所川原市総合教育会議を開会いたします。開会にあたり、佐々木市長より、ごあいさつをいただきます。

◎市長あいさつ

○佐々木孝昌 市長

本日はお忙しい中、平成31年度第1回総合教育会議にご参集いただき、誠にありがとうございます。教育委員の皆様には、日頃より当市の教育行政の推進、また文化の振興にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

これまでの総合教育会議では、当市の教育施策の方向性から子育て支援や特別支援教育などの個別事案まで、教育全体に関する協議を行ってまいりました。その中で現状や課題について様々な意見を交換し、市長部局と教育委員会が進むべき方向性について共通理解が図られたものと考えております。

本日の会議では、当市における今後5年間の行政運営の大きな柱となる「五所川原市総合計画」及び「五所川原市教育施策の大綱」を案件としております。また、「放課後児童クラブ」及び「小中学校のトイレ」といった個別事業の案件もございます。

刻々と変化する社会情勢のなかで、当市の目指すべき姿に向かい、市長部局と教育委員会がさらなる連携を深めることは、教育行政を的確に推進していく上で非常に重要であると考えておりますので、教育長はじめ委員の皆様からは、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。私からのあいさつといたします。

本日はよろしく願いいたします。

○小林耕正 教育部長

ありがとうございました。続きまして、長尾教育長より、ごあいさつをお願いいたします。

◎教育長あいさつ

○長尾孝紀 教育長

教育委員会を代表いたしまして、一言ご挨拶申し上げます。まず最初に、5月末に開催されました令和元年市議会第2回定例会において任期満了による教育委員の改選があり、市長より任命された奈良陽子委員が議会の同意を得て再任されました。奈良委員はNPO法人子どもネットワーク・ステップの代表理事として、これまでも子育て支援に積極的に関わってきましたので、その経験を生かしていただけるものと考えております。今後とも、私及び4人の教育委員、そして教育委員会職員が一丸となって五所川原市の教育行政の推進に頑張っていきたいと思っております。

さて、新たな教育委員会制度のもとで創設された総合教育会議も5年目を迎えました。これまでの総合教育会議においても、五所川原市の教育施策の大綱をはじめ、いじめ問題や当市の学力の現状と課題など毎回重要なテーマの下に市長と教育委員会が協議、調整をしております。その中で両者が教育政策の方向性について考えを共有してきたことは、教育行政を推進する上で重要なことであり、本会議は大きな意義を持つものであると認識しております。

今回の協議事項も教育の基本政策に関わる内容から、より具体的な事案までを協議対象としており、市長部局と共通認識を持って方策に取り組むための良い機会と捉えておりますので、よろしく願いいたします。

○小林耕正 教育部長

ありがとうございました。

本会議は1時間を目処と考えておりますので、よろしく願いします。

これより会議の進行は、議長である佐々木市長にお願いいたします。

◎会議録署名者の指名

○佐々木孝昌 市長

次第に従って会議を進めて参りますので、ご協力をお願いいたします。

まずは会議録の署名者について、五所川原市総合教育会議の運営に関する要綱の第8条第2項に従い、私から2名を指名いたします。教育委員会からは長尾教育長を指名いたします。なお、市長部局からは私のみですので、長尾教育長と私の2名が署名することといたします。

◎協議 案件1 「五所川原市総合計画について」

○佐々木孝昌 市長

次第の4、協議に入ります。

案件1「五所川原市総合計画について」を議題といたします。協議にあたり五所川原市総合計画について説明を求めます。

○川浪生郎 教育総務課長

協議案件1「五所川原市総合計画について」、ご説明いたします。総合計画に関しては、地方自治法の改正により策定義務は無くなったものの、引き続き多くの自治体において議会の議決を経た上で、自治体の最上位計画として位置づけ策定しております。当市においては、策定理由として、中長期的視点に立ち地域にふさわしい効果的かつ効率的な施策を展開していくために、市政運営の方向性を示す最上位計画である五所川原市総合計画を策定するとしております。構成としては、基本構想を10年間の期間で定めており、まちづくりの基本的な考え方とめざすべきまちの姿、及び施策の大綱がうたわれております。その下には前期5年、後期5年

の基本計画があり、施策の大綱を実現するための主要施策と重点プロジェクトを設定しております。さらに基本計画の下には、具体的取り組み内容や予算的裏づけがある実施計画が続くものであります。総合計画は計画期間が平成27年度からの10年間となり、前期基本計画が平成27年度から今年度まで、後期基本計画は令和2年度から令和6年度までの5年間となります。

それから基本構想を実現するための6つの基本政策を施策の大綱としてうたっております。そのうち教育・文化の分野では、基本政策3「個性を伸ばし育む人財・文化づくり」が教育施策の柱となり、後期基本計画においても継続して適用することとしておりますが、基本政策3を実現するためには教育委員会からの意見を参考にした上で、今後5年間の具体的な取り組みを検討することが必要となります。さらに基本政策3の下には、これを実現するために4つの施策の柱が掲げられておりますが、これらも基本構想で定められたものであるため、ここまでは変更がございません。さらに4つの施策の下には「主な取組内容」が定められておりますが、これについては見直しを進めているところであります。

そこで本日の協議事項ですが、後期基本計画において4つの施策の下にある「主な取組内容」について一部見直しをするものの、基本的な方向性は前期基本計画を踏襲し、今後5年間継続していくことを検討しておりますので、協議していただきたいと思っております。

以上でございます。

○佐々木孝昌 市長

ありがとうございました。ただ今、総合計画について、前期基本計画が今年度で終了することを受け、後期基本計画を策定する上で4つの施策は変更せずに、主な取組内容を若干変更して進めていくとの説明がございました。このことについて教育長並びに教育委員の皆様方には、これらの現状や取組等についてご意見などがございましたら伺いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○丁子谷悟 教育委員

教育行政は継続性が重要であると思います。総合計画は前期計画5年の実績や反省点を踏まえ後期の5年計画を策定し、10年スパンで施策の大綱の実現を目指すものでありますが、教育委員会としても、計画に従い施策の大綱や基本政策の実現に向けて努力していきたいと思っております。

○三瀧洋生 教育委員

社会情勢の変化に伴い、直面する問題も毎年変化してきておりますが、この計画案の中でうたわれている事がしっかりと実行できれば、当市が目指す将来姿の実現が可能になりますので、計画案について問題ないかと思っております。

○奈良陽子 教育委員

10年という期間は子供たちが大人になる上で非常に重要な期間であります。この期間に市が目指すべき姿を実現するためにこうした総合計画があると、子供たちだけでなく、関わる先生方も教育目標や計画に沿って授業を継続的に実施することができるようになり効果的だと思います。

○木村吉幸 教育委員

時代が変化し、いじめの問題が大きくクローズアップされるようになってきています。そうした背景から、学校教育という分野において防止対策を推進する姿勢を明確に示すために、記載を変更したかと思しますので、本計画について賛同し、私としても協力していきたいと考えております。

○長尾孝紀 教育長

後期計画は来年度から始まりますが、施策1の取組内容について、学校教育の中では、「知・徳・体」のバランスではなく、「知・徳・体」の調和という表現が使われておりますので、今回変えております。それから、同じく施策1の「いじめ防止対策の推進」はこれまで人権問題として別な分野として取り上げておりました。確かにいじめ問題は市全体として取り組むべきことではありますが、その多くは学校教育上で取り組むべき内容であり、教育委員会としてもいじめ防止対策を教育目標の大きな柱の一つとして掲げていることから、施策1の中で取り上げるよう変更しております。

次に施策3の「読書活動の推進」を「図書館活動の推進」に変更しております。これまでは読書活動という言葉が浸透しておりましたが、学校活動においては学校図書館の重要性が高まっており、読書だけではなく資料を調べたりするなど活用する場所として幅が広がっていることから変更しております。

このような変更は教育委員会の中で検討したものであり、基本政策3「個性を伸ばし育む人財・文化づくり」の基本となるものでありますので、総合計画に反映させていただきたいと思っております。

○佐々木孝昌 市長

ありがとうございます。後期基本計画に関しては、教育委員会からの意見を参考し、庁議、総合計画審議会、パブリックコメントを経て、来年の3月上旬には策定する予定です。基本的には本日提案した内容でしっかりと策定作業を進めていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎協議 案件2 「五所川原市教育施策の大綱について」

○佐々木孝昌 市長

次に、案件2、「五所川原市教育施策の大綱について」を議題といたします。
協議にあたり、五所川原市教育施策の大綱について説明を求めます。

○川浪生郎 教育総務課長

五所川原市教育施策の大綱についてですが、教育施策の大綱は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるもので、総合計画の教育分野として位置づけされているものでございます。当市の教育施策の大綱は、平成27年10月開催の五所川原市総合教育会議を経て策定されております。構成としては、「個性を伸ばし育む人財・文化づくり」を基本理念として、その下に4つの政策がございます。実施期間としては平成27年度から平成31年度までの5年間となっており、今年度末で期限を迎えることから、来年度からの5年間の次期教育施策の大綱を定める必要があるため見直しを進めているものであります。さきほど案件1で協議いたしました総合計画の基本構想・基本政策3「個性を伸ばし育む人財・文化づくり」を、そのまま次期教育施策の大綱として位置づけるということで検討を進めております。

参考までに、これまで総合計画・前期基本計画にある教育・文化の分野別計画を「五所川原市教育振興計画」として位置づけております。ただし、その後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正があり、「教育施策の大綱」を策定することを求められたことから、教育振興計画の主たる内容を教育施策の大綱として位置づけることで大綱を策定した経緯がございます。位置づけは異なりますが、総合計画をベースにして策定したのになりますので、総合計画基本構想と教育振興計画、教育施策の大綱は整合性が取れております。

今回、協議していただく次期教育施策の大綱は、先ほども申しましたが、総合計画の基本構想をそのまま教育施策の大綱として位置づけることとし、教育施策の大綱を実現するための計画としてその下に教育振興計画を位置づけることで整理しております。

私から以上となります。

○佐々木孝昌 市長

ありがとうございました。ただいま事務局からあったように、教育施策の大綱は前期基本計画が終了するタイミングで見直しを図り、後期基本計画の策定のタイミングと合わせて新大綱を策定するものであります。基本的には、総合計画・基本構想・基本政策3「個性を伸ばし育む人財・文化づくり」をそのまま、教育施策の大綱とするということですが、このことについて教育長並びに教育委員の皆様方には、ご意見などがございましたら伺いたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○木村吉幸 教育委員

教育施策の大綱は前期基本計画の後に策定されたことから、現在のような位置づけになって

いますが、今後は総合計画の主要政策を教育施策の大綱とすることにより、教育施策の大綱を実現するためには総合計画・基本政策3の4つの柱の実現が重要になると理解しております。

○長尾孝紀 教育長

総合計画の基本構想を教育施策の大綱と位置づけることが、本来の形であると思います。現行の大綱は総合計画や教育振興計画の後に策定しましたが、これは国でも一時的に了承したものであり5年も経ちますので、市長部局が総合計画、教育施策の大綱を策定し、それを受けて教育委員会が教育振興計画を策定するという流れになるよう見直す良い機会でもあります。このことは教育委員会としても了承しております。

○佐々木孝昌 市長

本案件については、教育委員会からの同意があったものとして策定を進めていきます。次期教育施策の大綱は、後期基本計画策定後、来年3月を目処に策定し、教育委員会にお示しいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎協議 案件3 「放課後児童クラブについて」

○佐々木孝昌 市長

次に、案件3、「放課後児童クラブについて」を議題といたします。
協議にあたり、放課後児童クラブについて説明を求めます。

○福山佳秀 子育て支援課長

当市の放課後児童クラブは、保護者が仕事などの理由で昼間家庭にいない小学生に対して、授業終了後に小学校等の施設を遊び及び生活の場として提供し、児童の健全な育成を図る事業でございます。この事業は、平成9年の児童福祉法改正により放課後児童健全育成事業として法制化されて以降、当市でも事業の拡充が図られ小学校11学区全てで実施されていますが、3学区においては、受入対象の学年を全学年ではなく、1年生から3年生まで、または4年生までとしております。このように受入の学年が6年生までとされていない理由としましては、事業の実施場所として小学校の空き教室の確保が難しかったり、校舎管理のセキュリティ上の都合などによるものであります。また、小学校以外での実施につきましても、児童が徒歩で通える範囲内にある認定こども園などの児童福祉施設にも相談してみましたが、実施可能との回答が得られず、6年生までの受入に至っておりません。

このような中、子育て支援課では、就学前児童がいる世帯及び小学生がいる世帯を対象とした子育てに関するアンケート調査を実施したところ、放課後児童クラブに対するニーズが高まっていることを確認しております。当該調査は、平成25年度と平成30年度にニーズ調査として実施しましたが、小学生の母親の就労状況に関する質問への回答結果を見ますと、この5年間で母親の就労率が11%増加して85.6%となり、中でもフルタイムによる就労が約1

0%増加して51.3%となっていることから、母親の平均就労時間が長くなり、授業が終わってから保護者の仕事が終わる夕方まで児童を預かる本事業へのニーズが確実に高まっていることがわかりました。また、仕事からの帰宅時間に関する質問については、「16～17時台」が37.6%と最も多くなっておりますが、次いで、放課後児童クラブの終了時間である18時を過ぎた時間帯である「18～19時台」も34%であり、3人に1人という大きな割合を占め、放課後児童クラブの児童預かり時間の延長に対する潜在的ニーズがあるものと認識しております。

こうした社会的変化による放課後児童クラブへのニーズの高まりを踏まえ、子育て支援課として、まずは早期に全ての学区で6年生まで受入できるよう体制の構築に努めること、そして2点目として、現在18時までとしている預かり時間の延長についても検討していくこととしております。このように保護者が働くためには、児童を安心して預けられる学童保育の環境を提供する必要があるとございますので、今後とも子育て世代へのサポートを充実させていきたいと考えております。

○佐々木孝昌 市長

ただいま子育て支援課長より放課後児童クラブの現状について説明がございましたが、以前より仕事の仕方が多様化し、社会に出て働く女性が増えてきていることから、放課後児童クラブに対するニーズも増えていると感じております。そのため事業の充実が子育て世代に対する優先的事項ではないかと考えております。ただし本事業を進める上では学校施設の管理者である教育委員会の協力が必要でありますので、本件について教育長並びに教育委員の皆様方からのご意見などがございましたら、どうぞよろしく申し上げます。

○丁子谷悟 教育委員

放課後児童クラブは厚生労働省が推進している事業であります。放課後に仕事などで親がいない児童に対し、4年生以上であれば部活動をすることで親の帰宅時間に合わせて帰ることができますが、3年生以下の児童をどうするべきかといった問題があったため、学校の空き教室や近くの集会所などを利用して居場所づくりをしたものであります。最近の傾向としては、学校外で実施すると歩いての移動が危ないため学校内で実施してほしいという意見や、女性の社会進出が増え、預かり時間を延長してほしいなどの要望があるようですから、できる限り協力はしていきます。ただし、放課後に使っていないから空き教室ということではなく、通常の教育活動をして、なお空いているものを空き教室として捉えており、その利用には校長との協議も必要となってきます。その点を踏まえた上であれば、保護者からのニーズに応えるため協力していきたいと思っております。

○三瀧洋生 教育委員

低学年の子供たちは放課後児童クラブをよく利用しているのですが、高学年になると部活やクラブに所属する子供が多くなり、だんだん行かなくなるようです。また、児童クラブに行ったとしても、周りに同じ年代の子供がいないため、利用したがない子供もいるようです。で

すから実際のニーズがどの程度あるのかしっかりと把握する必要があると思います。

○奈良陽子 教育委員

学校の空き教室で実施している放課後児童クラブで、実際に何人くらい指導員が配置されているのかわかりませんが、学校管理上の課題があるものの、例えば体育館が空いている時間帯に指導員が見守る中で遊ばせるなど、学校側との連携を上手く取ることによって、もっと効果的に事業を実施できるのではないかと思います。

○木村吉幸 教育委員

放課後児童クラブに対するニーズは多様化しており、預かりだけではなくスポーツをやらせて欲しいといった声もあるなかで画一的な対応が難しくなっています。また、学校側の立場になります。放課後になると先生方は教室などにはいませんのでセキュリティの問題が出てきますし、何か問題が起こった時には責任の所在はどうなるのかという事もあります。市長部局と教育委員会が協力して事業の拡充に取り組んでいくことは当然のことではありますが、課題もいろいろとあることを理解した上で進めていく必要があるかと思っています。

○佐々木孝昌 市長

本件については、子育て支援課がアンケート調査を行い、その結果から多様なニーズがありますし、さらに学区によっても特色があることもわかりました。こうした様々なニーズに対して応えていかなければならないのですが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○長尾孝紀 教育長

校長には学校を管理する責任がありますので、施設の使い方や鍵の管理など、さまざまなことについて協議を重ね、実施体制をしっかりと整備した上でないと許可できないのではないかと思います。結果としてこれまで特に問題があったことはありませんが、たとえ市長部局の事業であったとしても、学校内で事故が発生した場合には学校管理者としての責任が問われますので、そのため慎重になるのではないかと考えております。

しかし、子供や保護者にとしてみると、責任の所在や事業主体がどこかということではなく、放課後に安心していられる場所の確保を求めているだけであります。ですから、適切な解決策を見つけるためには、子供や保護者の立場で物事を考え、市長部局と教育委員会が協力し検討していくことは当然であると思っております。確かに学校によっては空き教室も無く苦慮しているところもありますが、何とか施設の活用方法を工夫したり指導員を増員するなど対応していかなければならないと思っております。五所川原市の未来ある子供のことを第一に考え教育行政を推進していくことは、私も教育委員も一致した考えでありますので、今後とも教育委員会として市長部局と協力していきたいと考えております。

○佐々木孝昌 市長

教育長から心強い言葉をいただき、ありがとうございました。教育委員会や学校、市長部局それぞれの立場での考えがあるかとは思いますが、子育て世代からのニーズを捉え、子供が健全に成長できるよう事業を推進していく必要がございますので、課題解決に向けてご協力をお願いしたいと思います。

◎協議 案件4 「小中学校のトイレについて」

○佐々木孝昌 市長

次に、案件4、「小中学校のトイレについて」を議題といたします。
協議にあたり、小中学校のトイレの現状について説明を求めます。

○川浪生郎 教育総務課長

小中学校のトイレの現状についてご説明いたします。小学校のトイレの洋式化率について、60%以上の小学校が1校ございますが、残り10校については21%~40%が4校、20%以下が6校となります。また中学校については、61%以上は大規模校である五一中、五三中となっておりますが、それ以外の中学校は60%以下となっております。それから洋式トイレ1基あたりの児童生徒数をみますと、小学校において五小が40人以上となっているほか、ほとんどの小学校において1基の洋式トイレを、多くの児童で使用している現状にあります。また中学校においても五一中は比較的揃っているのですが、それ以外の中学校では足りていない現状が見て取れます。小中学校全体で見ますと、新しく建て替えられた中央小や五一中では整備が進んでいるのに対し、それ以外の学校では全体的に洋式トイレが足りていないのが現状であります。

こうした現状からトイレの洋式化が求められている理由としていろいろございます。①多くの家庭では洋式トイレのため和式トイレを使えない、②数少ない洋式トイレに多くの子供たちが列をなして順番待ちをしている、③和式トイレは汚れやすく不衛生である、④トイレを我慢し体調不良につながる、といった理由が考えられます。なかには洋式トイレの便座に触れることを避けるため、和式トイレを求めるケースもあり得ます。そのほか現在、全小中学校が避難所に指定されておりますが、住民が避難してきたとき、足腰が不自由な方がしゃがむことが困難で和式トイレを利用できないケースもございました。

私からは以上でございます。

○佐々木孝昌 市長

ありがとうございました。本件は市議会でも取り上げられた案件であります。私も保護者から直接お話しをいただくことがあり、特に女の子の保護者や父兄から洋式化についての要望が多いと感じております。本件について何かございませんでしょうか。

○長尾孝紀 教育長

以前、五小の運動会へ行ったときに、子供たちだけでなく大人も洋式トイレに並んでいたことがあり、何も子供たちだけに限ったケースではありませんでした。ですから子供たちが並んで利用するような環境は良くありませんので、財政的な課題はありますが計画的に整備を進めていただけたらと思っております。

○佐々木孝昌 市長

このことについては、誰しも同じ考えだと思いますし、時代の流れと共に生活様式も変化してきており、子供たちはますます和式トイレを使えない状況になると想像されます。限られた予算の中であり、一気に推し進めることはできませんが、教育環境の充実といった観点から2～3年をかけて段階的に整備していくことを検討していきますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日本日予定しておりました4つの案件について、終了いたしましたので、事務局へお返しいたします。

○小林耕正 教育部長

以上をもって平成31年度第1回五所川原市総合教育会議を閉会いたします。本日は大変ありがとうございました。

◎開会（15：56）

〈署名〉

五所川原市総合教育会議の運営に関する要綱第8条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年7月25日

五 所 川 原 市 長

佐々木 孝 昌

五所川原市教育委員会教育長

長 尾 孝 紀